

## 長崎県中学校総合体育大会における写真(ビデオ)撮影規程

- 1 長崎県中学校総合体育大会における写真(ビデオ)撮影は長崎県中学校体育連盟に申請し、登録された写真業者に限る。
- 2 長崎県中学校総合体育大会の写真(ビデオ)撮影を希望する業者は、下記の手続きを行わなければ撮影をすることはできない。
  - 夏季大会の撮影希望業者は、6月1日～7月1日までに、駅伝大会は10月1日～11月1日までに長崎県中学校体育連盟に撮影許可申請書を提出し、撮影許可書を受け取ること。(当日、大会本部にて撮影許可書を確認し指定のビブスを配布する)
- 3 長崎県中学校体育連盟から撮影を許可された写真業者であっても、会場の写真担当の許可を取らなければ撮影をすることはできない。
- 4 撮影許可を受けた業者は長崎県中学校体育連盟が用意したビブスを着用し撮影すること。
- 5 報道関係・スポーツ雑誌社で写真撮影を希望する者は長崎県中学校体育連盟の許可を受けて長崎県中学校体育連盟の用意した報道関係用ビブスを着用し撮影すること。
- 6 撮影を許可された写真業者等は、撮影場所・条件等について長崎県中学校体育連盟・競技種目の写真担当の指示を受け、大会運営に支障をきたさないよう配慮し撮影を行うこと。指示に従わない場合は撮影の許可を取り消すことがある。
- 7 個人情報・肖像権の取り扱いについては十分に配慮し、「個人情報の保護に関する法律」に反しない取り扱いをすること。インターネット販売については、認めないものとする。
- 8 写真(ビデオ)撮影許可を受けようとする写真業者は下記の概要が各業者の「個人情報保護方針」に記述されていること。なお、記述内容を「会社案内」に添えて長崎県中学校体育連盟に提出すること。
  - ① 利用目的の特定
  - ② 安全管理に関する措置
  - ③ 従業員・委託先の管理・監督
  - ④ 第三者提供の制限
  - ⑤ 本人からの開示等の要求への対応
  - ⑥ 苦情処理
- 9 大会プログラム広告協賛等については長崎県中学校体育連盟と話し合うこと。
- 10 その他、疑問が生じた場合は長崎県中学校体育連盟と十分に話し合うこと。

## 写真撮影運用細則

長崎県中学校総合体育大会の選手撮影を行う写真業者は、長崎県中学校体育連盟の個人情報保護方針に従うと共に、下記に掲げる事項を確認し、了解のもとに撮影販売すること。

- ① 写真業者とは、長崎県中学校総合体育大会競技参加選手を撮影し、営利を目的として選手・チームに販売をする者をいう。
- ② 写真業者は長崎県中学校体育連盟の許可を受けなければ撮影をすることはできない。
- ③ 運用細則に違反した業者は即時に撮影許可を取り消す。また次年度の撮影許可は与えない。
- ④ 一つの競技に多数の写真業者が撮影許可を申込み、大会運営に支障をきたしかねない場合は最終的に長崎県中学校体育連盟と協議し撮影人数を制限する。
- ⑤ 「個人情報保護方針」及び「個人情報保護規定」の整備されていない写真業者は撮影許可を与えない。
- ⑥ インターネット販売については許可しない。許可なしにインターネット販売を行った業者は次年度より長崎県中学校総合体育大会の撮影は許可しない。また、写真撮影についても公序良俗に反した行為をした写真業者も次年度から撮影は許可されない。